

(別紙2)

「週休2日促進工事（受注者希望方式）」特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する上越市「週休2日促進工事（受注者希望方式）」である。なお、通期の週休2日について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

受注者は、『上越市 営繕工事における週休2日促進工事实施要領』に基づき、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

(別紙2)

「週休2日促進工事（受注者希望方式）」特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する上越市「週休2日促進工事（受注者希望方式）」である。なお、通期の週休2日について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

受注者は、『上越市 営繕工事における週休2日促進工事实施要領』に基づき、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。